

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局文書管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表小児医療センター建設課の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。